

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第147号

京都市クリーンセンター規則の一部を改正する規則

京都市クリーンセンター規則の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「及び事業系廃棄物対策室」を削る。

第8条管理課の項第2号中「及び事業系廃棄物対策室」を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 本市が定期的に収集する一般廃棄物（鍋、フライパン、やかんその他の小型の金属製の物に限る。）の選別に関する事。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)